

平成 28 年度臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の申請期間や方法について

町民福祉課 福祉係 ☎52-5810
専用ダイヤル ☎53-3211

賃金上げの恩恵が及びにくい低所得の住民や、低所得の障害・遺族基礎年金受給者で受給要件を満たす人を支援するため、臨時福祉給付金・年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の受付を9月15日から行います。

町では、給付金の支給要件に該当すると思われる人に申請書と資料を送付します。申請手続きは郵送での受付も可能となっておりますので、ご利用ください。

※町役場 1 階会議室に給付金の特設窓口を開設します。また、9月15日(木)～12月16日(金)の期間、給付金に関する特設電話（☎53-3211）を設置しますので、ご利用ください。

◇支給対象者

○平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者

平成 28 年 1 月 1 日において、田布施町の住民基本台帳に記録されている人（※）で、以下の条件を満たした人

- ①平成 28 年度分の町民税（均等割）が非課税の人
- ②平成 28 年度分の町民税均等割課税者の税法上の被扶養者などでない人

○年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）の対象者

上記の平成 28 年度臨時福祉給付金の支給条件に加え、障害、遺族基礎年金受給者で受給要件を満たす人（前回の年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）を受給していない人）

※どちらの給付金とも、生活保護を受給している人や支給決定がされる前に亡くなられた人は対象外となります。

◇支給額

- ①平成 28 年度臨時福祉給付金… 1 人につき 3,000 円
- ②年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）… 1 人につき 30,000 円

◇申請期間

9月15日(木)～12月16日(金)
(土日・祝日を除く)

◇申請方法

申請書に必要事項を記入し（添付確認書類貼付）、町役場 1 階会議室の特設窓口へ提出または同封の返信用封筒で申請（12月16日消印有効）

※下記の支給対象者診断チャートで確認し、支給要件に該当すると思われる人で、10月初旬を過ぎてもお手元に申請書などが届いていない場合や、ご不明な点がある場合は、町民福祉課福祉係までお問い合わせください。

